

令和4年5月26日
高齡福祉部高齡福祉課

高齡者救急通報システム「消防直接型」の新規受付終了について

1 高齡者救急通報システムの事業概要

(1) 目的・内容

慢性疾患等により、常時注意を必要とする高齡者の不安の解消と安全確保のため、ペンダント型のボタンを押すと固定電話の回線を通じて救急通報される機器を貸し出し、必要に応じて救急車が出動するとともに、救急通報協力員等が駆け付ける。

(2) 対象者

65歳以上で次の要件のどちらも満たしている方

①ひとりぐらし・高齡者のみ世帯の方または日中独居世帯の方（※）

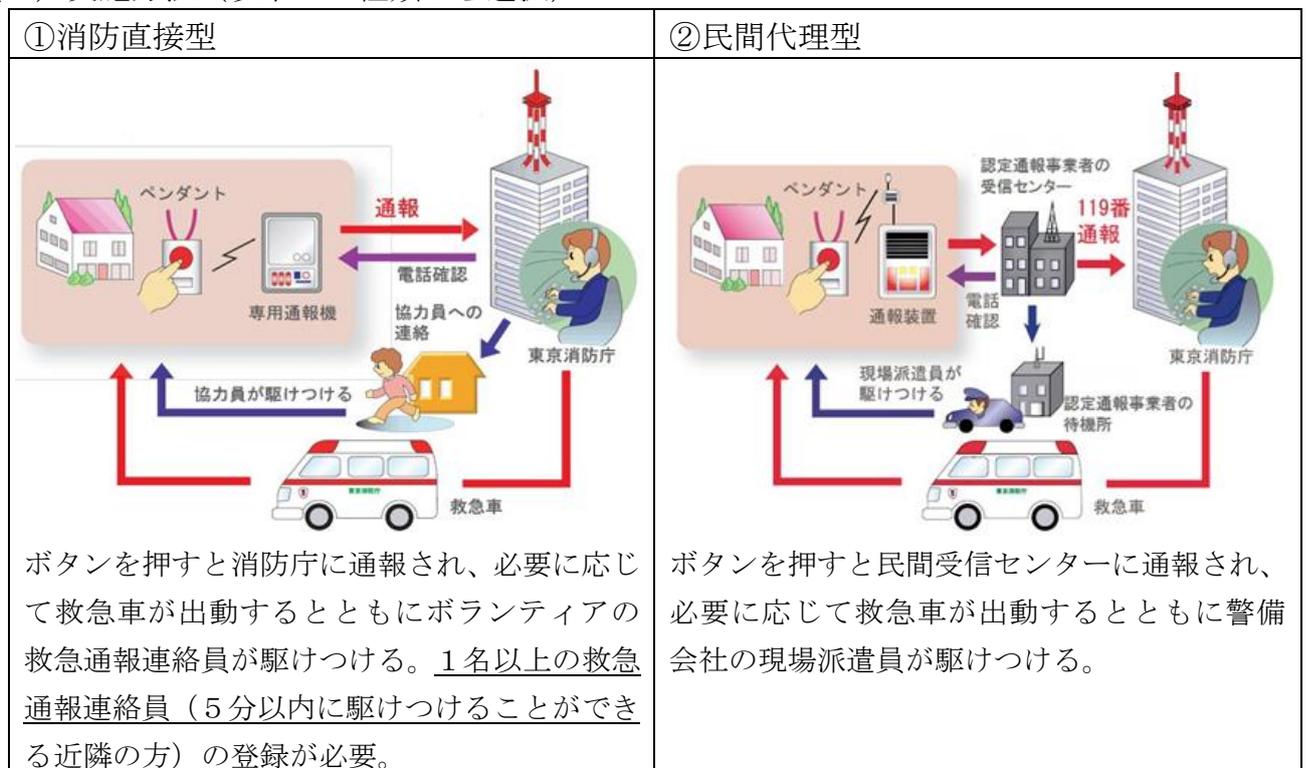
※日中独居世帯には所得制限等あり

②身体上慢性疾患がある等、日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある方

(3) 費用負担

システム設置時に8,000円。光回線等の場合は非常用電源設置費に別途上限4,000円。ただし、いずれも所得により免除あり。

(4) 実施方法（以下の2種類から選択）



(5) 高齡者住宅火災通報システム

消防直接型の利用者のうち、心身機能の低下や居住環境等から、特に防火等の配慮が必要な方に、火災警報器を救急通報システムに接続することで、火災を感知すると、電話回線を通じて自動的に消防庁へ通報され、消防車が出動する。

